

公益財団法人藤岡市文化振興事業団ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人藤岡市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が運営するホームページ「藤岡市みかぼみらい館」への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告、個人宣伝に係るもの。
- (4) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないとして理事長が認めるもの。

(広告の枠数、掲載料及び規格)

第4条 掲載する広告の枠数、掲載料及び規格は、次の表のとおりとする。

枠数	最大12枠
掲載料	1枠につき 1カ月 3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
	1枠につき 6カ月 15,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
	1枠につき 12カ月 30,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
規格（1枠）	サイズ縦40ピクセル×横120ピクセル 形式GIF又はJPEG（アニメーション不可） 4KB程度

2 広告掲載料は、理事長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載のページ)

第5条 広告を掲載するページは、ホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1カ月を単位とし連続12カ月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、更新することができる。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、ホームページ及び刊行物等において行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記第1号様式）により、理事長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 理事長は、前条の規定による申し込みがあったときには、第3条の規定に基づき広告の内容やリンク先の内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記様式2）により、その結果を広告掲載者に通知する。

3 理事長は、広告掲載希望者が第4条第1項に規定する広告枠数を超えたときは、抽選により広告主を決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を理事長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、原則として、広告主の責任及び負担において作成するものとする。ただし、広告主が広告原稿を作成するのが困難な場合には、広告主の依頼により事業団が作成することが

できる。この場合、広告原稿の作成費用は、1 枠につき 1, 0 0 0 円とする。

(広告掲載の取り消し)

第 1 1 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) リンク先の内容が第 3 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと理事長が認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第 1 2 条 広告主は、自己の都合により広告を取り下げようとするときは、書面により理事長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載期間の延長)

第 1 3 条 広告掲載期間内に事業団の都合によりホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。

2 広告主の責に帰さない理由により、事業団が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第 1 3 条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は、当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を取り消した日の翌日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 前 2 項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第 1 4 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

第 1 5 条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の 7 日前までに理事長に申し出るものとする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年 4 月 1 日改正。

平成 2 4 年 4 月 1 日改正。